

福岡県公報

平成18年 5 月 29 日
第 2 5 3 8 号

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年 5 月 29 日

福岡県知事 麻 生 渡

目 次

告 示 (第1067号—第1072号)

- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) …………… 1
- 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正 (県民情報広報課) …………… 2
- 養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録 (畜産課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) …………… 2
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 告 告
- 落札者等の公示 (税務課) …………… 3
- 監 査 公 表
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 4
- 公 安 委 員 会
- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ……………12
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ……………24

告 示

福岡県告示第1067号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

- 1 届出年月日
平成18年 5 月 11 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパードラッグコスモス直方感田店
 - (2) 所在地 福岡県直方市大字感田1781番16 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成19年 1 月 12 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,220㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県直方市大字感田1781番16 外	55

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県直方市大字感田1781番16 外	37

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県直方市大字感田1781番16 外	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県直方市大字感田1781番16 外	11.58

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県直方市大字感田1781番16 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1068号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法(平成17年4月福岡県告示第710号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成18年5月29日

福岡県知事 麻生 渡

「口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法」を削り、表中福岡県保育士試験の項を削る。

福岡県告示第1069号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成18年5月29日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	登録業者		ふ化場		登録年月日
	名称	住所	名称	所在地	
18-1	株式会社九州孵卵	久留米市藤山町藤吉1728の23	株式会社九州孵卵	八女市大字本2669の1	平成18年5月27日

福岡県告示第1070号

久留米市高野小森野町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
高田 治 男	久留米市小森野6丁目16番23号
龍頭 章	〃 〃 3丁目8番32号
笠 敏 綱	〃 〃 5丁目7番27号

2 退任監事

氏名	住所
笠 英 明	久留米市小森野3丁目12番52号

3 就任理事

氏名	住所
高田 康孝	久留米市小森野 6丁目16番33号
笠 良弘	〃 〃 3丁目20番6-1号
龍頭 辰巳	〃 〃 3丁目8番25号

4 就任監事

氏名	住所
笠 保春	久留米市小森野 3丁目21番25号

福岡県告示第1071号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年 5月29日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営合河東部第二地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年5月29日から 平成18年6月26日まで	豊前市役所
県営合河東部第二地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成18年5月29日から 平成18年6月26日まで	豊前市役所

福岡県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年 5月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線 大野城	前	飯塚市内住1043番先から 同市内住2037番3先まで	13.0 ～ 65.0	403.0
			後	同上	13.0 ～ 65.0	403.0
飯塚	県道	飯塚線 大野城	前	飯塚市内住1045番3先から 同市内住1043番先まで	12.0 ～ 29.0	105.5
			後	同上	22.3 ～ 44.0	105.5

公告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年 5月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納事務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成18年 4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神2丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

96,255,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

監査委員

監査公表第4号

平成18年3月20日付けで提出された福岡県職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年5月29日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日

- (1) 請求人 遠賀郡芦屋町 妹川 征男（芦屋町の自然を守る会 代表）
- (2) 提出日 平成18年3月20日

2 請求の内容

（請求内容については、請求人作成の「福岡県職員措置請求書」要約文を転記する。）

(1) 請求の要旨

玄界灘に位置する芦屋海岸は、風光明媚な数少ない自然海岸で、福岡県民の財産であり、芦屋町民の誇りである。しかし、1986年、遠賀川河口近くの海岸に芦屋港が建設されて以来、芦屋から岡垣に至る海岸線は大きく変化した。

芦屋港は、筑豊産炭地域振興の物流港として2千トン級の船が運航できる港として総工費94億7千万円をかけて建設された。しかし、芦屋海岸一帯は遠浅のため、海砂が湾内へ流入し、開港当初から『欠陥港』になると町民の間でささやかれていた。玄海下ろしの厳しい強風と潮流と波によって、おびただしい海砂が港湾の岸壁を覆い、しかも、湾内に海砂が流入して浅くなり、小型の漁船でさえ航行できないう有様である。そのため県は、1995年から2005年までの間に6億2千万円もの血税を使って7回の浚渫を行っている。

一方、西方の海岸線は流砂の循環が遮られ浸食が激しく進んでいる。そのため、芦屋港湾内から浚渫した砂、他から持ち込んだバラス、産廃の上砂を埋め立てるなど、浚渫と埋立てを繰り返してきた。また、浸食防止策として数々の消波ブロックや人工リーフを海中に投入してきた。その消波ブロックも砂に埋もれて自然海岸の景観を大きく損ね、町民のみならず、遠来の人々も胸を痛めている。

しかも、芦屋港の利用率は約10～15%で、2003年度を例にとっても年間37,235,800円の赤字である。

このような現状の中、福岡県は、港湾維持のため、屋上屋を架し、血税を浪費してきたにもかかわらず、新たに総工費約5億円の「芦屋港防砂堤整備事業」を進めている。

ア 県は、環境影響調査を行うこともなく、防砂堤建設により港内浚渫を「21年間必要なし」とした建設計画を作成した。しかし、1982年に県が作成した芦屋港建設に係る「環境保全に関し講ずる措置を記載した図書」の添付資料では、水深10mまでは潮流によって砂が移動するとされており、その当時、水深9m前後の深さであった防砂堤建設予定地周辺の海底は、2004年の福岡県北九州土木事務所による調査結果では3m前後と浅くなっていることが判明しており、砂が西方から移動していることが確認できる。

海洋物理学の権威である宇野木早苗元東海大学教授は、港湾建設当時から現在までの堆砂量、堆積速度を推計し、今後ともこの傾向は取まらず、それを防ぐ目的で計画中の防砂堤も堆積によって流速が増している状態では港内への砂の流入には限定的な効果しかなく「防砂堤建設後数年から発生する港内への砂の流入により浚渫が必要になってくる」と予測している。

このように、防砂堤一帯の堆積状況、水深など港湾周辺の現状認識と建設後の見通しは甘く杜撰である。

したがって、杜撰な計画に基づいた防砂堤建設は、港の維持管理費の削減とはならず、「防砂堤は建設したが、浚渫もしなければならぬ」という羽目に陥ることは火を見るより明らかであり、防砂堤建設費5億円に加えて港内の浚渫費用も加算されることで維持管理費は増大するものであり、「21年間浚渫必要なし」とする目的を達成し得ない。

イ 地方分権や住民自治の主旨に基づき、町民の意見を聞く場を設けるよう我々は県に再三申し入れた。その結果、「住民説明会は行なう」と約束したにもかかわらず、県はこの約束を反故にした。事業の是非以前の問題として、信義にもとる行為であり不当である。

ウ 県は、「防砂堤建設により、湾内への砂の流入を防ぎ、西側に堆積する砂を陸地から取り出す方が安くつく」と説明をしているながら、現在では堆積して広大化することを「良し」とするコメントを発表し、防砂堤建設を正当化している。

エ 我々の要請により関係所管が同行し、現地調査を行った。その検討結果を要求したが、何の回答もないまま県

は防砂堤建設を強行しようとしている。『海岸法改正』などの趣旨にも反し、不当である。

(2) 請求項目

地方自治法第242条第1項の規定により、福岡県知事、福岡県北九州土木事務所長並びに福岡県土木部港湾課長に対して、下記について請求する。

- ア 防砂堤建設の実施設計に要した14,092,050円（支払精算日、平成17年4月8日）は違法・不当な支出であり、県に返還すること。
- イ 杜撰な防砂堤建設の実施設計に基づいた「芦屋港防砂堤整備事業」計画は中止すること。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成18年3月20日付でこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

福岡県（以下「県」という。）が委託した芦屋港防砂堤詳細設計（請求人は、「実施設計」と呼称。以下同じ。）業務に関し、違法又は不当な公金の支出がなされたか否か等請求人の請求について監査を実施した。

2 監査対象機関

福岡県土木部土木管理課（以下「土木管理課」という。）、同部港湾課（以下「港湾課」という。）及び福岡県北九州土木事務所（以下「北九州土木事務所」という。）

3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年4月10日に請求人の陳述の機会を設け、請求人から陳述を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関の職員を立ち会わせた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

- (1) 砂の堆積量（堆砂量）は、1982年と2004年の水深分布との比較から推定すると、双方の水深データが存在する範囲（中防波堤より西方海域の600m×300mの矩形域）における堆砂量を計算すると37.1万 m^3 （22年間）となる。これを1年間に換算すると1万6,700 m^3 となる。実際はもっと広範囲に堆積していることから、堆砂量はさらに大きな数字となる。
- (2) 1974、1981、1994、1999年の航空写真をもとに海岸線変化を解析し、過去の水深分布をもとに、1994年から1999年の5年間で形成された陸地の砂の量を計算すると15万9,400 m^3 となり、1年間に換算すると3万1,900 m^3 となる。上記(1)の2倍近い堆砂量となったが、上記(1)が600m×300mの狭い範囲による推定値であることを考慮すると理解できる推定値である。
- (3) 漂砂量は、陸地化した部分の堆砂量に加え、港に堆積した砂を考慮する必要がある。「港に堆積した砂＝浚渫量」と仮定して漂砂量を推定すると、1995年度から2004年度の10年間における浚渫量は14万6,701 m^3 であり、これを1年間に換算すると1万4,670 m^3 となる。よって、これに上記(2)の3万1,900 m^3 を加えると4万6,600 m^3 となる。さらに対象区域以外の堆積や推定誤差を考慮すると、芦屋海岸の漂砂量は1年間あたりに、大略5万 m^3 程度と推定される。
- (4) 防砂堤の先端が砂浜になるまでを海岸変形速度から推定すると、過去の海岸変形速度の年平均値が24.5mであることから、海岸線が防砂堤の先端に到達する時間は8.2年となる。また、堆砂量からの推定では、防砂堤の先端が砂浜になるためには、面積と水深から大きく見積もって15万 m^3 の砂が必要であり、漂砂量が年間5万 m^3 であることから考えると3年以内には埋まってしまうことになる。しかし、実際は海面より上のレベルまで堆積することなどを考慮すると、完全な陸地化に要する時間は3年以上と考えられ、上記より建設後に防砂堤の先端が浜辺になるのは数年から10年程度と考えられる。
- (5) 防砂堤の先端が浜辺になった時点（10年以内）で港への砂の侵入も激しさを増すこと、また、それまでも大量

の砂が港内に侵入すると予測されることを考慮すると、防砂堤を建設すれば21年間は浚渫不要という主張は信頼しがたい。21年間の根拠は数値計算のみであり、ここでの実態を踏まえた推定に比べ不確実である。

(6) 詳細設計業務を受託した業者は、契約以前に県と芦屋町との協議の場に出席しており、また、当該業務委託契約の落札率は、99.2%であった。

4 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成18年4月10日に監査対象機関（港湾課）から陳述を受けた。その際、同項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(1) 陳述の要旨

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 防砂堤計画は、芦屋港周辺海岸の漂砂について、これまで行った各種の調査・解析を基に検討し、航路埋没対策として、防砂堤の設置が効果的であることから、平成15年度に国に対して補助事業の申請を行ったものである。

イ 防砂堤整備の効果について、現地において波高、流速、砂面移動等の調査を行い、長期汀線予測に加え、芦屋特有の北西の波を再現した短期予測を組み合わせて、防砂堤先端まで海岸線が到達する期間から、砂の堆積期間を算定した結果、防砂堤の建設が航路の埋没に対して効果的であり、維持浚渫に要する費用も大幅に軽減されるものと考えている。

ウ 住民の方々への説明については、平成18年1月13日に芦屋町において工事説明会を行い、漁業関係者や「芦屋町の自然を守る会」、地元住民の方々約100名の参加があり、県としてはこの説明会により工事への同意が得られたものと認識している。

また、平成17年6月27日の現地調査後の検討結果については、同年7月7日に県は正式に回答を行っている。

エ 仮に防砂堤の建設を行わず、埋没したら浚渫を行うということは、道路に例えれば道路脇の崖が常に危険な状態であり、擁壁で止めれば安全が確保されるとわかっているにもかかわらず、壊れてきた土砂は崩れた時に対応すれば良いとし、放置しておくようなものであり、このような状態は港湾管理者として許されるものではないと考える。

(2) 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

請求人から監査対象機関の陳述に対し、芦屋港の必要性、防砂堤の必要性、特に「21年間浚渫不要」の根拠について具体的な説明が一切なされておらず、住民説明会は漁業者を対象とした工事説明会であり、それをもって住民の同意を得たとは言えず、さらに、公開質問状に対する回答についても、とても誠意ある回答とは到底思えないものであったとの趣旨の意見書が提出された。

5 実地監査

(1) 土木管理課

芦屋港防砂堤詳細設計及び芦屋港防砂堤工事に係る予算及び決算等について、関係書類の調査及び聞き取り調査を行った。

(2) 港湾課

芦屋港防砂堤詳細設計及び芦屋港防砂堤工事に係る補助金申請並びに芦屋港港湾計画等について、関係書類の調査及び聞き取り調査を行った。

(3) 北九州土木事務所

芦屋港防砂堤詳細設計委託契約、芦屋港防砂堤工事請負契約、芦屋港建設に係る埋立免許出願及び芦屋港の管理状況等について、関係書類の調査及び聞き取り調査を行った。

なお、監査委員4人全員が平成18年4月7日に防砂堤建設の概要聴取及び芦屋港の現地調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 芦屋港港湾計画の策定

県は、昭和50年3月に芦屋港の港湾管理者となり、港湾整備や維持管理を行うに当たり、昭和51年1月に次の基本方針のもと昭和60年を目標年次として港湾計画を策定した。

ア 玄海響灘に面する唯一の地方港湾として商港機能を充実し、遠賀、筑豊地域の物流の拠点としての役割を果たす。

イ 近海漁業の基地としての機能を充実し、北九州地域の供給拠点としての役割を果たす。

ウ 港湾の安全の確保並びに良好な環境の整備及び保全に十分配慮する。

(2) 埋立出願等

芦屋港を建設するため、県は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、昭和54年5月に公有水面埋立出願を行い、同年7月に埋立てが免許された。この出願の際、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、「環境保全に関し講ずる措置を記載した図書」等を添付し縦覧に供しており、この縦覧の期間中には、利害関係を有する者からの意見書の提出はなかった。

その後、県は、漁港部分の早期供用開始を図るため、昭和57年2月に区域分割許可申請を行い、同月、許可された。この許可申請に際しても、昭和54年の免許出願時と同様、「環境保全に関し講ずる措置を記載した図書」等が添付されていた。

昭和57年の許可申請に添付されている「環境保全に関し講ずる措置を記載した図書」の内容を確認したところ、芦屋海岸の漂砂について、流況変化と既存港湾の事例から、埋立地西側近傍で堆積域が、その隣接部で浸食域が形成されると予測されており、海浜域の保全のために、離岸堤等の浸食防止対策を講じ、また、泊地及び航路の水深維持のための堆積防止対策として、離岸堤の機能を考慮し周辺の浸食・堆積の状況を見たと、水深約2m付近に海岸に平行に防砂堤を設置することとされていた。

(3) 海岸浸食及び漂砂堆積対策

県は、昭和54年の芦屋港埠頭用地等の埋立てが開始される以前から芦屋海岸の海岸浸食対策を実施し、昭和48年から昭和61年にかけて、離岸堤8基を設置し、さらに、平成3年から平成17年にかけて、離岸堤の西側の海面下人工礁（リーフ）4基を設置している。

なお、当初浸食対策の機能を有していた芦屋港西側直近の離岸堤3基について、芦屋港建設後は、航路側への漂砂阻止の機能を有することとなったが、現在は、漂砂堆積の進行によりその機能は失われている。

また、漂砂が航路に堆積し船舶の航行が困難になることから、航路確保のため、県は、たびたび航路の浚渫を行っており、平成7年度から平成17年度までの11年間の合計が浚渫土量181,501㎡、工事費619,930千円であった。これを単年度平均で見ると、浚渫土量16,500㎡、工事費56,357千円となる。

なお、平成7年度以降の浚渫状況は、次表のとおりである。

年 度	7	8	10	11	14	16	17	合 計
浚渫土量 (㎡)	11,673	46,358	3,500	38,760	41,000	5,410	34,800	181,501
工 事 費 (千円)	43,048	153,048	14,346	131,479	132,479	20,447	125,092	619,930

(4) 芦屋港防砂堤建設に至る経緯

芦屋港航路については、冬季風浪時等に漂砂が堆積するため、航路の水深が確保されない状況が発生し、県は、航路の維持浚渫を行っていたが、平成13年度には航路上で船舶が座礁する事故が発生するなど、通常の維持浚渫では船舶の安全航行の確保が難しくなり、また、浚渫の期間は航路の通行が制限されるため、根本的な堆積防止対策が海上保安庁や漁業関係者から求められていた。

県は、平成14年度に、周辺海岸の汀線変化と航路への影響を調査・分析し、その対策について検討するため、委託調査を実施した。受託業者は、学識経験者の助言等を得て調査・分析を行い、芦屋港西側の中防波堤の突端付近から航路を挟んで北防波堤と平行する位置に防砂堤を建設することが漂砂堆積対策として最も効果的である旨の調

査報告を行った。

この報告を検討した結果、県は、国庫補助事業として防砂堤を建設することとし、平成15年3月に国土交通省に港湾施設改良費統合補助事業計画の一部として申請を行い、同年6月にその事業計画について同意を得た。

一方、県は、防砂堤建設についての地元遠賀郡芦屋町（以下「町」という。）との協議を進め、地元負担についても平成16年12月に芦屋町議会で詳細設計の費用に係る町負担分が議決され、平成17年2月の福岡県議会においても町にこの経費負担を求めることが議決されている。

なお、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第47条及び福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号）第40条に、重要港湾における港湾計画の決定又は変更に係る一定面積以上の埋立てを行う場合の港湾環境影響評価の手続が規定されているが、今回の防砂堤建設工事については、芦屋港が重要港湾ではなく地方港湾であること、また、新たな埋立てを伴わないことから、当該規定には該当しないため、環境影響評価は実施されていない。

(5) 芦屋港防砂堤詳細設計業務委託

ア 契約手続等について

芦屋港防砂堤詳細設計業務委託については、平成17年2月10日起工同、同月14日入札執行同決裁の後、同月22日、12社による指名競争入札を行って委託業者を決定した上で、翌23日に落札した八千代エン지니어リング株式会社九州支店（以下「八千代エン지니어リング」という。）と契約額13,650,000円で委託契約を締結している。

この際、予定価格（消費税を含む。）は13,763,400円であったが、予定価格内の金額で応札したのは八千代エン지니어リングのみで、他の11社はこれを超えた金額で応札しており、落札率は、99.2%であった。

さらに、業務実施の過程で底質採取等の業務を追加する必要が生じたため、同年3月7日に起工変更同が決裁され、同日、変更後の契約額を14,092,050円として八千代エン지니어リングと変更契約を締結している。

契約期間の終了日に当たる同年3月31日に完成届提出と共に成果報告書が引き渡され、同日完成検査を行っている。

なお、委託料の支払いについては、八千代エン지니어リングから同年4月8日に請求書が提出され、同日支出命令が決裁されている。

以上の芦屋港防砂堤詳細設計業務委託に係る決裁は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第34号）及び土木部出先機関工事施行事務取扱要領（昭和48年5月1日施行）等の関係規定に基づき、すべて北九州土木事務所長を決裁権者として行われており、完成検査の検査員は北九州土木事務所所河川砂防課長が任命されていた。

イ 委託契約に係る報告書について

委託契約に基づき、八千代エン지니어リングから平成17年3月31日に報告書、図面原図等が引き渡された。

この報告書において、学識経験者の助言等も踏まえ、汀線変化予測モデルによる沿岸漂砂量の長期予測に加え、3次元海浜変形モデルによる防砂堤付近の堆積総量から総漂砂量の将来予測計算を行い、防砂堤の延長と建設位置により、3ケースを想定してシミュレーションし、最も効率的な防砂堤の延長と建設位置を決定している。

この際、汀線が防砂堤のヘッド付近まで達した状態となった時点（21年後と予測している。）で沿岸の漂砂方向が南向きに変化し、防砂堤（航路）方向への漂砂が海岸方向へと逆転することから、将来的に海浜の安定を図ることができると予測している。

(6) 住民説明会等

ア 請求人の陳述において、平成16年6月の段階で県と町との協議の場に八千代エン지니어リングの担当者が出席していたとの発言があったが、北九州土木事務所からは、前述の平成14年度の調査・分析業務を同社が落札し受注していることから、町への説明に同席を求めたものであるとの説明があった。

イ 平成18年1月13日、芦屋港を使用している漁業関係者、地域住民等を対象に、遠賀漁業協同組合芦屋支所会議室において、防砂堤建設に係る工事説明会が開催された。

この説明会は、法定されたものではなく、工事等の円滑な遂行を担保するために、土木事務所長の裁量・判断で実施されたものである。

なお、説明会実施に際して、実施案内が関係者及び近隣地区住民に配布されたほか、町のホームページにも掲載された。

2 判断

(1) 芦屋港防砂堤詳細設計業務に係る委託料の支出について

防砂堤建設の詳細設計に要した委託料14,092,050円は違法・不当な支出であり、県に返還すべきであるとの請求人の主張について検討する。

まず、芦屋港防砂堤詳細設計業務委託に係る契約等の財務会計行為自体に違法性・不当性が存するか否かについて判断する。

当該契約や支出等の財務会計事務は、第4の1の(5)で確認したとおり、福岡県財務規則等関係規定に基づき適正に処理されていることから、これら財務会計行為に違法性・不当性は認められない。

次に、請求人は、芦屋港防砂堤に係る詳細設計は、杜撰な事業計画に基づいたものであることから、詳細設計に係る委託料の支出は違法・不当であると主張している。この点について判断する。

請求人は、委託料の支出が違法・不当である理由として、杜撰な事業計画に基づくものであること、すなわち、財務会計行為の前提又は原因となる非財務会計行為（以下「先行行為」という。）の違法性・不当性を主張しているものと考えられる。

住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員による公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担又は公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為」という。）が違法又は不当であると認めるときに、住民が監査委員に対して監査を求め、当該財務会計行為の防止・是正又は当該財務会計行為によって地方公共団体が被った損害の補填に必要な措置を講じるよう請求することができる制度である。したがって、本来、住民監査請求において監査委員の監査の対象となるのは、違法又は不当な財務会計行為そのものについてである。

本件請求のように、先行行為の違法性・不当性を理由として提出された住民監査請求については、住民監査請求制度の趣旨や、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって地方公共団体の事務全般の執行に関して監査を求めることができる、いわゆる「事務監査請求」の制度（法第75条）との整合性等を考慮して取り扱うべきである。

住民監査請求において、先行行為が違法・不当であれば直ちに財務会計行為も違法・不当となると解して、すべてその対象となるとすると、結果的に住民監査請求によって広く行政一般の可否を問うことができることとなり、住民監査請求の対象を財務会計行為に限っている法の趣旨、目的を逸脱することになる。

これらのことから、先行行為の違法性・不当性を主張してなされた住民監査請求については、先行行為の性質や先行行為と財務会計行為の関係等を総合的に考慮し、当該財務会計行為が違法性・不当性を帯びることとなるような重大かつ明白な違法性・不当性が先行行為に認められるかどうか、という観点から判断すべきであると考ええる。

そこで、先行行為である芦屋港防砂堤に係る事業計画（以下「防砂堤事業計画」という。）に重大かつ明白な違法性・不当性が認められるか否かについて判断する。

芦屋港建設後には芦屋港西側の海岸に浸食域及び堆積域が形成されることが、芦屋港建設以前から予測され、海浜域保全のための海岸浸食対策及び航路への漂砂堆積対策が求められており、これに従って、県は、離岸堤設置等の措置を講じてきている。

防砂堤事業計画は、委託調査の報告を踏まえ、航路の埋没対策として、事業の必要性、事業効果等を検討した結果、防砂堤を建設することが漂砂堆積対策として最も効果的であるとの判断のもと、港湾管理者である県がその裁量の範囲内で行政施策上の判断に基づき決定したものであり、防砂堤事業計画に重大かつ明白な違法性・不当性があるとは認められない。

以上のことから、芦屋港防砂堤詳細設計業務委託に係る財務会計行為は適正に処理されており、かつ、防砂堤

事業計画に重大かつ明白な違法性・不当性があるとは認められないことから、防砂堤詳細設計業務に係る委託料の支出は違法・不当な公金の支出であるとする請求人の主張には理由がない。

(2) 防砂堤事業計画の中止について

請求人は、杜撰な防砂堤建設の詳細設計に基づいた防砂堤事業計画は中止すべきであると主張している。

しかしながら、(1)で述べたように、防砂堤事業計画に重大かつ明白な違法性・不当性は認められないと判断されることから、この計画の中止を求める請求人の主張には理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がないものと判断する。

よって、請求人の請求は、これを棄却する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第13号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年5月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 緊急自動車等の指定及び届出（第8条・第9条）」を「第3章 緊急自動車等の指定及び届出（第8条・第9条）」を第3章の2

緊急自動車等の指定及び届出（第8条・第9条）に、「自動車の使用
放置車両の確認事務に係る登録等（第9条の2-第9条の7）」
の制限」を「車両の使用の制限」に改める。

第4条第1項第3号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 放置車両確認機関が確認事務のために使用中の車両で、かつ、公安委員会が交

駐 停 車 禁 止
付した駐 車 禁 止除外指定車の標章（様式第2号の2）を掲出してい
時間制限駐車区間規制

るもの

第4条第1項第4号中「アからエまで」を「アからオまで」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 放置車両の確認事務に係る登録等

（登録及び登録の更新の申請）

第9条の2 法第51条の8第1項に規定する登録及び同条第6項に規定する登録の更新
を受けようとする法人は、登 録 申請書（様式第12号の3）を公安委員会に提出しな
登録更新
ければならない。

（駐車監視員資格者講習の受講の申込み）

第9条の3 法第51条の13第1項第1号イに規定する講習を受けようとする者は、駐車
監視員資格者講習受講申込書（様式第12号の4）を公安委員会に提出しなければならない。

（認定の申請）

第9条の4 法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定を受けようとする者は、認定
申請書（様式第12号の5）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第9条の5 法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証（以下「駐車監視員資
格者証」という。）の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書（
様式第12号の6）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付）

第9条の6 駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者は、駐車監視員資格
者証書換え交付申請書（様式第12号の7）を公安委員会に提出しなければならない。

2 駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申
請書（様式第12号の8）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付の申請）

第9条の7 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23
号）第9条第2項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書及び同規則第10条第5

項に規定する認定書の再交付を受けようとする者は、駐 車 監視員 資格者 講習修了 証 明 書 再 交 付 申 請 書（様式第12号の9）を公安委員会に提出しなければならない。

明 書 再 交 付 申 請 書（様式第12号の9）を公安委員会に提出しなければならない。

第15条及び第16条第1項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改める。

第19条中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

「第6章の2 自動車の使用の制限」を「第6章の2 車両の使用の制限」に改める
。

第20条の2中第1項を削り、同条第2項中「指示書（乙）」を「指示書」に改め、同
項を同条とする。

第20条の3中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改める。

「様式第2

様式目次中「様式第2号 通行禁止除外指定車の標章（第4条関係）」を 様式第2

号 通行禁止除外指定車の標章（第4条関係）

駐 停 車 禁 止
号の2 駐 車 禁 止除外指定車の標章（第4条関係） に、「様式第12号の2
時間制限駐車区間規制
」

「
様式第12号の2 緊急自動車等
届

様式第12号の3 登 録 申請書
登録更新

様式第12号の4 駐車監視員資格

緊急自動車等 指 定 書
届出確認書 返納届（第9条関係）を

様式第12号の5 認定申請書（第

様式第12号の6 駐車監視員資格

様式第12号の7 駐車監視員資格

様式第12号の8 駐車監視員資格

様式第12号の9 駐車監視員資格
認

定 書 返納届（第9条関係）
届出確認書

（第9条の2関係）

者講習受講申込書（第9条の3関係）

9条の4関係）

者証交付申請書（第9条の5関係）

者証書換え交付申請書（第9条の6関係）

「様式第23号の2 指示書（
に、 様式第23号の3 指示書（

者証再交付申請書（第9条の6関係）

者講習修了証明書
定 書 再交付申請書（第9条の7関係）」

甲）（第20条の2関係） 「様式第23号の2 削除
乙）（第20条の2関係）」 を 様式第23号の3 指示書（第20条の2関係）」 に改める

。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第4条関係)

第 号	交付年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	駐停車禁止	
	駐車禁止除外指定車	
	時間制限駐車区間規制	
車両登録番号		
使用者 氏名		福岡県公安委員会

13 cm

18 cm

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この標章は、福岡県公安委員会が指定した駐停車禁止の場所、駐車禁止の場所又は時間制限駐車区間に駐車する場合に使用すること。
- 2 この標章は、外部から見やすいように前面ガラスの内側に掲出すること。
- 3 現場の警察官の指示に従うこと。
- 4 この標章は、他人に譲渡若しくは貸与し、又は交付の理由以外に使用しないこと。
- 5 法定の駐停車禁止場所又は駐車禁止場所には駐車しないこと。
- 6 道路工事、交通事故その他災害等で混雑しているところには駐車しないこと。
- 7 この標章は、有効期限が経過したとき、又は必要がなくなつたときは、速やかに返納すること。

様式第 4 号中

交付を受けようと する標章の種別	1 通行禁止除外指定車
	2 駐車可
	3 駐車禁止除外指定車

を

交付を受けようと する標章の種別	
---------------------	--

に

改め、同様式の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第12号の 2 の次に次の 7 様式を加える。

様式第12号の3 (第9条の2関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	第 _____ 号
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	第 _____ 号

登録更新
登録申請書

第2項の規定により登録の
第7項において準用する同条第2項の規定により登録の更新の
申請をします。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代表者の氏名) ㊟

ふりがな	-----		
法人の名称	-----		
主たる事務所の所在地	-----		
法人の種類	1 株式会社	2 有限会社	3 財団法人
ふりがな	5 その他 (電話 ()	4 社団法人)
代表者氏名	-----		

(登録の更新の申請の場合のみに記載)

登録年	年	月	日	登録年	年	月	日
登録番	番	号	第	登録番	番	号	第

<p>[法人関係]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等</p> <p>添 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p>付 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>書 <input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書</p> <p>類 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所に係る資料</p>	<p>[各役員関係]</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本若しくは抄本又は外国人登録 原票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>
---	--

注 1 ※欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号の4 (第9条の3関係)

(表)

※受理年月日	年	月	日
※受理番号	第		号
※修了証明書交付年月日	年	月	日
※修了証明書番号	第		号

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

印

本籍	千			都道府県
住所	電話 () -			(自宅・携帯)
ふりがな	-----			性 男・女
氏名				
生年月日	年	月	日	写 真
勤務先その他連絡先	電話 () -			
受講希望年月日	年	月	日	

※受講年月日	年	月	日から	※修了考査の結果	合 ・ 否
(修了考査)	年	月	日まで		
※受講場所					
※受講番号	第		号		

- 注 1 ※欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たたる行為を行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第12号の5（第9条の4関係）

※受理年月日	年	月	日
※受理番号	第		号
※認定年月日	年	月	日
※認定書番号	第		号

認定申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

本籍	〒 ー 都道府県		
住所	電話 () ー (自宅・携帯)		
ふりがな	-----	性	男・女
氏名		別	
生年月日	年 月 日	日生	
勤務先その他連絡先	電話 () ー		
	写 真		

実	※認定検査日	年 月 日	※認定検査の結果	合 ・ 否
施	※受検場所			
	※受検番号	第 号		

- 注 1 ※欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（職歴証明書等）を添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号の6 (第9条の5関係)

※受理年月日	年	月	日
※受理番号	第		号
※交付年月日	年	月	日
※資格者証番号	第		号

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

本籍	〒 都道府県		
住所	〒 () (自宅・携帯)		
ふりがな	電話 ()	性別	写真
氏名		男・女	
生年月日	年 月 日	日生	
勤務先その他 の連絡先	電話 ()		
証番号	第	号	
交付年月日	年 月 日		

- ※ 添付書類
- 修了証明書又は認定書
 - 戸籍謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し
 - 登記事項証明書
 - 診断書
 - 誓約書
 - 写真2枚 (うち1枚は貼付)

- 注
- 1 ※欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号の7（第9条の6関係）

※受理年月日	年	月	日
※受理番号	第		号
※交付年月日	年	月	日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊦

本籍	〒			都道府県		
住所	電話 () -			(自宅・携帯)		
ふりがな	-----			性 男・女		
氏名	別			別		
生年月日	年	月	日	写真		
勤務先その他 の連絡先	電話 () -			号		
資格者証 番号	第			号		
資格者証番号	交付年月日			年 月 日		
書換え交付を 申請する事由						

※添付書類 写真2枚（うち1枚は貼付）

- 注 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 書換え交付を申請する事由欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 3 申請の際は、書換えの事実を確認するに足りる資料として、住民票の写し、運転免許証等の提示又は提出をすること。
- 4 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号の8 (第9条の6関係)

※受理年月日	年	月	日
※受理番号	第		
※交付年月日	年	月	日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊦

本籍	〒			都道府県	
住所	電話 () - (自宅・携帯)				
ふりがな	-----		性	男・女	
氏名			別		
生年月日	年	月	日生		
勤務先その他	写真				
他の連絡先	電話 () -				
資格者証番号	第		号		
再交付を申請する事由	交付年月日		年	月	日

※添付書類 写真2枚(うち1枚は貼付)

- 注
- ※欄には、記載しないこと。
 - 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号の9（第9条の7関係）

※受理年月日	年	月	日
※受理番号	第		号
※証明書再交付年月日	年	月	日

駐車監視員資格者講習修了証明書
再交付申請書

認定書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

㊞

本籍	〒 ー 都道府県		
住所	電話（ ） ー （自宅・携帯）		
ふりがな	-----		性別
氏名			男・女
生年月日	年	月	日生
勤務先	電話（ ） ー		
番号	第		号
交付年月日	年	月	日
再交付を申請する事由			

- 注 1 ※欄には、記載しないこと。
 2 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第21号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

様式第23号の2を次のように改める。

様式第23号の2 削除

様式第23号の3中「指示書（乙）」を「指示書」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第15号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年5月29日

福岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第15条の項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改め、同表第19条の項中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改め、同表第20条の2第1項の項を削り、同表第20条の2第2項の項中「第20条の2第2項」を「第20条の2」に、「指示書（乙）」を「指示書」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

様式第7号中「指示書（乙）」を「指示書」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。